

東海旅客鉄道株式会社 ICカード乗車券運送約款の一部改正（TOICA乗車券の失効に係る規定の明確化等に伴う改正）

現行	改正
(前略)	(前略)
(適用範囲)	(適用範囲)
第2条 ICカード乗車券による当社線に係る旅客の運送等については、この約款の定めるところによります。	第2条 ICカード乗車券による当社線に係る旅客の運送等については、この約款の定めるところによります。
(中略)	(中略)
3 この約款に定めていない事項については、別に定めるものによります。	3 この約款に定めていない事項については、別に定めるものによります。
注) <u>別に定めるものとは</u> 、以下のとおりです。	注) <u>別に定めるもののうち主なものは</u> 、以下のとおりです。
(1) 東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和62年4月東海旅客鉄道株式会社公告第1号。以下「旅客規則」といいます。）	(1) 東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和62年4月東海旅客鉄道株式会社公告第1号。以下「旅客規則」といいます。）
(中略)	(中略)
(発売箇所)	(発売箇所)
第9条 TOICA乗車券の発売箇所は、当社が別に定めます。ただし、EX-ICカード（TOICA機能付き）は、EX-ICサービス規約に基づき取り扱うものとします。	第9条 TOICA乗車券の発売箇所は、当社が別に定めます。ただし、EX-ICカード（TOICA機能付き）は、EX-ICサービス規約に基づき取り扱うものとします。
(ご利用条件等)	<u>(発売時間等)</u>
第10条 1回の乗車につき、2枚以上のTOICA乗車券を同時に使用することはできません。	<u>第9条の2 TOICA乗車券の発売、チャージ、再発行及び払いもどし等を取り扱う時間は、当社が別に定めます。</u>
(中略)	(ご利用条件等)
第10条 1回の乗車につき、2枚以上のTOICA乗車券を同時に使用することはできません。	第10条 1回の乗車につき、2枚以上のTOICA乗車券を同時に使用することはできません。
(ICカードの所有権)	(ICカードの所有権)
(中略)	(中略)
(ICカードの所有権)	(ICカードの所有権)

現行	改正
<p>第12条 TOICA乗車券に使用するICカードの所有権は当社に帰属し、当社はTOICA乗車券を発売するにあたり、ICカードを旅客に貸与するものとします。</p>	<p>第12条 TOICA乗車券に使用するICカードの所有権は当社に帰属し、当社はTOICA乗車券を発売するにあたり、ICカードを旅客に貸与するものとします。</p>
<p>2 TOICA乗車券が不要となったとき<u>及びその</u>TOICA乗車券を使用する資格を失ったときは、ICカードを返却しなければなりません。</p>	<p>2 TOICA乗車券が不要となったとき<u>若しくは第14条の規定により失効したとき又は旅客が</u>TOICA乗車券を使用する資格を失ったときは、<u>旅客は当社が指定する駅に</u>ICカードを返却しなければなりません。</p>
(中略)	(中略)
(TOICA乗車券の失効)	(TOICA乗車券の失効)
<p>第14条 <u>カードの交換、SFの使用、SFのチャージ又はTOICA定期券の更新のいずれかの</u>取扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間これらの取扱いが行われない場合には<u>TOICA乗車券は</u>失効します。ただし、当社が特に認めた場合は、失効しないものとします。</p>	<p>第14条 <u>TOICA乗車券は、次の各号の1に該当する</u>取扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間これらの取扱いが行われない場合には失効します。ただし、当社が特に認めた場合は、失効しないものとします。</p>
	<p><u>(1) 発売 (EX-ICカード (TOICA機能付き) にあつては発行)</u></p>
	<p><u>(2) ICカードの交換</u></p>
	<p><u>(3) チャージ</u></p>
	<p><u>(4) SFの減額</u></p>
	<p><u>(5) TOICA定期券の払いもどし</u></p>
	<p><u>(6) 再発行</u></p>
	<p><u>(7) その他当社が別に定める取扱い</u></p>
<p>2 前項により失効した<u>ICカード</u>のSF<u>及びデポジット</u>の返却を請求することはできません。</p>	<p>2 <u>旅客は、</u>前項により失効した<u>TOICA乗車券</u>のSFの返却を請求することはできません。</p>
(中略)	(中略)
(TOICAの障害再発行)	(TOICAの障害再発行)
<p>第27条 TOICAの破損等によってTOICAの処理を行う機器での取</p>	<p>第27条 TOICAの破損等によってTOICAの処理を行う機器での取</p>

現行	改正
<p>扱いが不能となった場合は、その原因が故意によると認められる場合を除き、当該TOICAのSF残額と同額のSF残額をもつTOICAの再発行の取扱いを行うことがあります。ただし、EX-ICカード（TOICA機能付き）は、EX-ICサービス規約に基づき取り扱うものとします。</p> <p>2 前項に規定する取扱いは、旅客が別に定める申込書<u>をTOICAの再発行を行う駅</u>に提出したときに限り取り扱うものとします。ただし、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行いません。</p> <p>（TOICAの払いもどし）</p> <p>第28条 旅客は、TOICAが不要となった場合は、これを<u>TOICAの払いもどしを行う駅</u>に差し出して当該TOICAのSF残額（10円未満のは数を切り上げて10円単位とした額。以下本条において同じ。）の払いもどしを請求することができます。この場合、手数料としてTOICA1枚につき220円を支払うものとします。ただし、小児用TOICAを所持する旅客が12歳の誕生日の前日以降で最初の3月31日（誕生日が3月31日の場合は当該3月31日、4月1日の場合は前日の3月31日）を超え、小児用TOICAを使用することができなくなったことにより、SF残額の払いもどしを請求する場合は、手数料は収受しません。</p> <p>2 前項の規定により小児用TOICAの払いもどしを請求する場合、旅客が、<u>別に定める申込書</u>を提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該小児用TOICAの記名人本人であること又は代理人であることを証明したときに限って払いもどしを行います。</p> <p>3 第1項の規定によりEX-ICカード（TOICA機能付き）の払いもどしを請求する場合、旅客が、<u>別に定める申込書</u>を提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該EX-ICカード（TOICA機能付き）の記名人等本人であることを証明したときに限って払いもどしを行います。な</p>	<p>扱いが不能となった場合は、その原因が故意によると認められる場合を除き、当該TOICAのSF残額と同額のSF残額をもつTOICAの再発行の取扱いを行うことがあります。ただし、EX-ICカード（TOICA機能付き）は、EX-ICサービス規約に基づき取り扱うものとします。</p> <p>2 前項に規定する取扱いは、旅客が、<u>当社が別に定める申込書（以下「再発行等申込書」といいます。）</u>に必要事項を記入し、<u>当社が別に定めるTOICA乗車券の払いもどしを行う箇所（以下「払いもどし取扱箇所」といいます。）</u>に提出したときに限り取り扱うものとします。ただし、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行いません。</p> <p>（TOICAの払いもどし）</p> <p>第28条 旅客は、TOICAが不要となった場合は、これを<u>払いもどし取扱箇所</u>に差し出して当該TOICAのSF残額（10円未満のは数を切り上げて10円単位とした額。以下本条において同じ。）の払いもどしを請求することができます。この場合、手数料としてTOICA1枚につき220円を支払うものとします。ただし、小児用TOICAを所持する旅客が12歳の誕生日の前日以降で最初の3月31日（誕生日が3月31日の場合は当該3月31日、4月1日の場合は前日の3月31日）を超え、小児用TOICAを使用することができなくなったことにより、SF残額の払いもどしを請求する場合は、手数料は収受しません。</p> <p>2 前項の規定により小児用TOICAの払いもどしを請求する場合、旅客が、<u>再発行等申込書に必要事項を記入して</u>提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該小児用TOICAの記名人本人であること又は代理人であることを証明したときに限って払いもどしを行います。</p> <p>3 第1項の規定によりEX-ICカード（TOICA機能付き）の払いもどしを請求する場合、旅客が、<u>再発行等申込書に必要事項を記入して</u>提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該EX-ICカード（TOICA機能付き）の記名人等本人であることを証明したときに限って払いもどし</p>

現行	改正
<p>お、この場合、あらかじめストアードフェアカードの機能をもたないEX-ICカードの再発行手続き、又はJR東海エクスプレス・カードの退会手続きが必要です。</p>	<p>を行います。なお、この場合、あらかじめストアードフェアカードの機能をもたないEX-ICカードの再発行手続き、又はJR東海エクスプレス・カードの退会手続きが必要です。</p>
<p>4 第1項及び第2項の規定により払いもどす場合には、デポジットを返却します。</p>	<p>4 第1項及び第2項の規定により払いもどす場合には、デポジットを返却します。</p>
<p><u>5 TOICAの払いもどしを行う駅は当社が別に定めます。</u></p>	<p><u>(削る)</u></p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(紛失再発行)</p>	<p><u>(TOICA定期券の紛失再発行)</u></p>
<p>第38条 TOICA定期券の記名人が当該TOICA定期券を紛失した場合は、<u>別に定める申込書をTOICA定期券の再発行を行う駅</u>に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り紛失したTOICA定期券(SF残額がある場合は当該SFを含みます。)の使用停止措置を行い、その翌日<u>の窓口営業時間から</u>30日以内に再発行を行います。</p>	<p>第38条 TOICA定期券の記名人が当該TOICA定期券を紛失した場合は、<u>再発行等申込書に必要事項を記入して払いもどし取扱箇所</u>に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り紛失したTOICA定期券(SF残額がある場合は当該SFを含みます。)の使用停止措置を行い、その翌日<u>から起算して</u>30日以内に再発行を行います。</p>
<p>(1) 申込書を提出するとき及び再発行を行うときに、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該TOICA定期券の記名人本人(小児用TOICA定期券にあつては、記名人本人又は代理人)であることを証明できること。</p>	<p>(1) 申込書を提出するとき及び再発行を行うときに、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該TOICA定期券の記名人本人(小児用TOICA定期券にあつては、記名人本人又は代理人)であることを証明できること。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>4 第1項及び第2項の取扱いを行った後に、紛失したTOICA定期券を発見した場合は、旅客は、これを<u>TOICA定期券の払いもどしを行う駅</u>に差し出して、デポジットの返却を請求することができます。この場合、旅客が紛失したTOICA定期券とともに<u>別に定める申込書を</u>提出し、かつ公的証明書等の提示により記名人本人(小児用TOICA定期券にあつては、記名人本人又は代理人)であることを証明したときに限り、返却の取扱いを行います。</p>	<p>4 第1項及び第2項の取扱いを行った後に、紛失したTOICA定期券を発見した場合は、旅客は、これを<u>払いもどし取扱箇所</u>に差し出して、デポジットの返却を請求することができます。この場合、旅客が紛失したTOICA定期券とともに<u>再発行等申込書に必要事項を記入して</u>提出し、かつ公的証明書等の提示により記名人本人(小児用TOICA定期券にあつては、記名人本人又は代理人)であることを証明したときに限り、返却の取扱いを行います。</p>

現行	改正
(中略)	(中略)
(TOICA定期券の障害再発行)	(TOICA定期券の障害再発行)
<p>第40条 TOICA定期券の破損等によってTOICA定期券の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合は、その原因が故意によると認められる場合を除き、当該TOICA定期券と同一の定期乗車券機能及び同額のSF残額をもつTOICA定期券の再発行の取扱いを行うことがあります。</p>	<p>第40条 TOICA定期券の破損等によってTOICA定期券の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合は、その原因が故意によると認められる場合を除き、当該TOICA定期券と同一の定期乗車券機能及び同額のSF残額をもつTOICA定期券の再発行の取扱いを行うことがあります。</p>
<p>2 前項に規定する取扱いは、旅客が<u>別に定める申込書をTOICA定期券の再発行を行う駅</u>に提出したときに限り取り扱うものとします。ただし、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行いません。</p>	<p>2 前項に規定する取扱いは、旅客が<u>再発行等申込書に必要事項を記入して払いもどし取扱箇所</u>に提出したときに限り取り扱うものとします。ただし、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行いません。</p>
(TOICA定期券の払いもどし)	(TOICA定期券の払いもどし)
<p>第41条 旅客は、TOICA定期券が不要となった場合は、これを<u>TOICA定期券の払いもどしを行う駅</u>に差し出して、払いもどしの請求をすることができます。この場合、旅客が<u>別に定める申込書</u>を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該TOICA定期券の記名人本人（小児用TOICA定期券にあつては、記名人本人又は代理人）であることを証明したときに限って、次の各号により払いもどしを行います。</p>	<p>第41条 旅客は、TOICA定期券が不要となった場合は、これを<u>払いもどし取扱箇所</u>に差し出して、払いもどしの請求をすることができます。この場合、旅客が<u>再発行等申込書に必要事項を記入して</u>提出し、かつ公的証明書等の提示により当該TOICA定期券の記名人本人（小児用TOICA定期券にあつては、記名人本人又は代理人）であることを証明したときに限って、次の各号により払いもどしを行います。</p>
<p>(1) 券面に表示された有効期間開始前に払いもどしの請求があつた場合には、既に支払った定期旅客運賃及びSF残額（10円未満のは数を切り上げて10円単位とした額。以下本条において同じ。）を払いもどします。</p>	<p>(1) 券面に表示された有効期間開始前に払いもどしの請求があつた場合には、既に支払った定期旅客運賃及びSF残額（10円未満のは数を切り上げて10円単位とした額。以下本条において同じ。）を払いもどします。</p>
(中略)	(中略)
<p>2 TOICA定期券の定期乗車券機能のみが不要となった場合は、これを<u>TOICA定期券の払いもどしを行う駅</u>に差し出して、前項に定めるTOICA定期券の払いもどし及びSF残額とデポジットを引き継いだTOICAの交付を請求することができます。この場合、券面に表示された有効期間の終了日の翌日以降にSF残額とデポジットを引き継いだTOI</p>	<p>2 TOICA定期券の定期乗車券機能のみが不要となった場合は、<u>旅客は</u>、これを<u>払いもどし取扱箇所</u>に差し出して、前項に定めるTOICA定期券の払いもどし及びSF残額とデポジットを引き継いだTOICAの交付を請求することができます。この場合、券面に表示された有効期間の終了日の翌日以降にSF残額とデポジットを引き継いだTOICAを交</p>

現行		改正	
<p>CAを交付するときは、前項第3号に定める手数料の収受は行いません。</p> <p>3 TOICA定期券のSF残額のみ払いもどしを請求することはできません。</p> <p>4 前各項にかかわらず、券面に表示された有効期間の終了日の翌日以降にTOICA定期券の払いもどしの請求があった場合は、第28条を準用します。ただし、第28条の規定にかかわらず、旅客が<u>別に定める申込書</u>を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該TOICA定期券の記名人本人（小児用TOICA定期券にあつては、記名人本人又は代理人）であることを証明したときに限って、請求できるものとします。</p> <p><u>5 TOICA定期券の払いもどしを行う駅は当社が別に定めます。</u></p> <p>(以下略)</p> <p>別表第5（第44条）TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者</p>		<p>付するときは、前項第3号に定める手数料の収受は行いません。</p> <p>3 TOICA定期券のSF残額のみ払いもどしを請求することはできません。</p> <p>4 前各項にかかわらず、券面に表示された有効期間の終了日の翌日以降にTOICA定期券の払いもどしの請求があった場合は、第28条を準用します。ただし、第28条の規定にかかわらず、旅客が<u>再発行等申込書に必要事項を記入して</u>提出し、かつ公的証明書等の提示により当該TOICA定期券の記名人本人（小児用TOICA定期券にあつては、記名人本人又は代理人）であることを証明したときに限って、請求できるものとします。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(以下略)</p> <p>別表第5（第44条）TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者</p>	
鉄道事業者	(略)	鉄道事業者	(略)
バス事業者	伊豆箱根バス株式会社（中略）、神奈川中央交通株式会社、 <u>株式会社湘南神奈交バス、株式会社津久井神奈交バス、株式会社横浜神奈交バス、株式会社相模神奈交バス、株式会社藤沢神奈交バス</u> 、川崎市交通局（中略）、山梨交通株式会社、横浜市交通局（中略）、西鉄バス佐賀株式会社、西鉄バス久留米株式会社（以下略）	バス事業者	伊豆箱根バス株式会社（中略）、神奈川中央交通株式会社、 <u>神奈川中央交通東株式会社、神奈川中央交通西株式会社、川崎市交通局（中略）、山梨交通株式会社、山交タウンコーチ株式会社</u> 、横浜市交通局（中略）、西鉄バス佐賀株式会社、 <u>本四海峡バス株式会社</u> 、西鉄バス久留米株式会社（以下略）

附則
この通達は、平成28年12月1日から施行する。ただし、第9条の2の新設並びに第12条第2項及び第14条に係る改正は平成18年11月25日から、株式会社湘南神奈交バス、株式会社津久井神奈交バス、株式会社横浜神奈交バス、株式会社相模神奈交バス、株式会社藤沢神奈交バス、神奈川中央交通東株式会社、神奈川中央交通西株式会社及び山交タウンコーチ株式会社に係る改正は平成28年11月1日から適用する。